

第145回秋田県種苗交換会大仙市協賛会  
大仙市農工商フェア出店募集要項

第145回秋田県種苗交換会における大仙市農工商フェアの募集及び出店条件等については、この要項の定めるところによる。

## 1. 募集内容

### (1) 申込条件

- ア 大仙市に居住し、または同区域内で営業している農業者・商工業者
- イ 会期中（令和4年10月29日～11月4日）の全ての日に出店できる方。  
ただし、外小間出店（一般事業者、仏壇・石材業者、大区画希望事業者、秋田県街商協会会員）及び農業関連団体参考展示出展のいずれかとの重複申し込みは受け付けない。

### (2) 募集小間数

40小間程度（応募者多数の場合は抽選）

### (3) 申込区分

大仙市農工商フェア

## 2. 申込方法

第145回秋田県種苗交換会大仙市協賛会（以下「協賛会」という）指定の様式に必要な事項を記入し、申込期間内に協賛会に持参または郵送するものとする。

なお、必要書類が不足の場合は受理できない。また、電話による申請は受け付けない。

### (1) 必要書類

- ア 出店申込書 様式第3号(大仙市農工商フェア)
- イ 誓約書 様式第6号(共通)
- ウ 出店(展)責任者名簿 様式第7号(共通)
- エ 営業補助者表 様式第8号(共通)
- オ 営業補助者名簿 様式第9号(共通)
- カ 同意書 様式第10号(共通)※未成年が従事する場合、要提出
- キ 証明用写真 出店(展)責任者、営業補助者  
各2枚(縦3cm×横2.4cm)裏面に氏名記入
- ク その他提出書類  
出店(展)責任者、営業補助者全員の次のいずれかの書類の写しを提出すること。
  - ① 運転免許証(裏面の備考欄に記載がある者は両面)
  - ② 個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)
  - ③ 住民票(個人番号の記載のないもの)

### (2) 申し込みの問い合わせ

〒014-8601

大仙市大曲花園町1番1号

第145回秋田県種苗交換会大仙市協賛会事務局

電話 0187-73-6822 FAX 0187-73-6823

(3) 申込期間

令和4年7月1日(金)～7月25日(月)

※持参の場合、土・日曜日及び国民の祝日を除く午前9時～午後5時まで。

3. 出店条件等

- (1) 出店期間 令和4年10月29日(土)～11月4日(金)  
(2) 出店時間 午前9時～午後4時(最終日の11月4日は正午まで)  
(3) 出店場所 大仙市役所東側駐車場  
(4) 小間の大きさ 間口2.7m(1.5間)×奥行3.6m(2間)  
(5) 出店小間数 1出店者につき、2小間までとする。  
(6) 出店料 1小間 17,000円  
(7) 基本設備 テント、店名看板、電球60W相当1個  
(8) 追加設備料

ア 電球 1灯につき2,000円加算(60w相当)

イ コンセント 1口につき3,000円加算(1500w以内)

※ 自家用発電機の使用は認めない。

※ テーブル・イスは各自準備すること。

(9) 給排水

給排水については協賛会が設置する共同利用設備を利用すること。

(会場の都合上、給排水設備は各小間には設置しない。各小間での手洗い用タンク等は出店者が準備すること)

(10) 小間割並びに出店説明会

関係者立ち合いのうえ、抽選をする。同時に出店説明会も行う。日程は後日、協賛会から通知する。

(11) 出店準備等

小間テント、店名看板、電球の設置は協賛会が行うものとし、その他の出店準備については出店者が行うこと。

小間の準備・撤去及び物品の搬入・搬出については次のとおりとする。

【小間の準備・撤去】

・準備・・・10月27日(木)～28日(金)

午前9時～午後4時30分まで完了すること。

・撤去・・・11月4日(金)

午後1時～午後4時30分まで完了すること。

【物品の搬入・搬出】

10月29日(土)～11月4日(金)

午前6時30分～午前8時30分まで完了すること。

(12) 出店料及び追加設備料について

協賛会の指定する口座に指定の期日までに納入すること。

4 出店許可等

(1) 出店の許可については、書類の内容を審査した後、出店料(追加設備料含む)の納入を確認したうえで「出店許可証」を発行する。なお、「出店許可証」の再発行はしない。

(2) 申込内容と異なる出店を行った場合は、出店を取り消す。

- (3) 小間の転売、転貸、名義貸し及び虚偽の申込等の不正ならびに不法行為を行った場合は、出店を取り消す。
- (4) 出店期間中は、「出店許可証」を客から見えやすい場所に掲示するとともに、協賛会が発行する「出店（展）責任者証」、「営業補助者証」を常に着用すること。  
なお、「出店許可証」の掲示、または「出店（展）責任者証」、もしくは「営業補助者証」の着用がない場合、出店を取り消す。
- (5) 「出店許可証」は、第145回秋田県種苗交換会大仙市農工商フェア出店を許可するものであり、次回以降の大仙市農工商フェア出店を許可するものではない。
- (6) 保健所への届け出等出店に必要な関係機関への許可申請及び届け出等は、出店者が行うこと。また、「営業許可証等」は、客から見えやすい場所に掲示すること。
- (7) 小間割の変更の申し出は受け付けない。また、小間の利用にあたっては、割り当てられた区画内で営業すること。
- (8) 出店（展）責任者または営業補助者（以下、出店者等という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、出店を認めない。また、出店を認めた後でも出店を取り消す。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が、経営を支配していると認められるとき。
  - ウ 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - エ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしているとき。
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 5 その他留意事項

- (1) 出店者等は、協賛会、警察、消防及び保健所の指示等に従うこと。
- (2) 会場における出店準備は、協賛会が指定する日時に行うこと。
- (3) 出店準備、撤去時及び会期中は、会場内の設備・備品を破損または紛失しないよう出店者の責任において必要な防護措置を講ずること。なお、破損または紛失した場合は、出店者の負担で修理または弁償すること。
- (4) 災害、盗難、出店取消し等による損害及び出店者等の過失における事故について、協賛会は一切の責任を負わない。
- (5) 参観者とのトラブル及び出店者等間のトラブルをおこさないこと。また、迷惑行為及び暴力行為をしないこと。
- (6) 出店者等は、会場内において飲酒及び賭博その他類似行為をしてはならない。
- (7) 商品の販売価格は、市販価格を基準とした適正な価格設定とし、消費税額（地方消費税を含む）を含めた価格（税込価格）を表示すること。
- (8) 食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底するとともに、特に飲食店では原材料にアレルギー食品が使用されているかどうか、参観者に説明できるようにすること。
- (9) 申込以上の電気容量の使用や、ソケット等で口数を増やすことは禁止とする。
- (10) 火気を使用する場合は、必ず業務用消火器（新規格）を備え付けること。

- (1 1) 小間店舗の装飾は、通路へのはみだしを禁止するとともに、種苗交換会会場全体の美観に配慮すること。また、隣接する小間及び周辺住民への迷惑となる騒音を出すことは禁止する。
- (1 2) 小間の清掃及びごみの処理は、出店者等が行うこと。また、ごみの処理は協賛会が指定する分別方法により適正に処理すること。
- (1 3) 指定場所以外への駐車は禁止とする。会場周辺の指定駐車場への駐車は1出店者につき1台とする。
- (1 4) 指定場所へ駐車する車両には協賛会が発行する「駐車許可証」を提示すること。「駐車許可証」は再発行しない。
- (1 5) 会場周辺の指定駐車場は、近隣住民への配慮から駐車可能時間は午前6時30分から午後6時までとし、夜間は閉鎖とする。なお、会場内及び指定駐車場での寝泊まりはできない。
- (1 6) 出店募集終了後に申し込みがあった場合は、申込書類等を返却する。なお、書類返却費用を除く申し込みにかかる費用等は、申込者の負担とする。
- (1 7) 諸事情により第145回秋田県種苗交換会が縮小・中止となり、一切出店出来なくなった場合のみ、出店料を返金する。ただし、出店に係る材料費等については自己負担とする。なお、出店料納入後、自己都合による出店キャンセル及び会期中の縮小・中止の場合は返金しない。
- (1 8) 感染症拡大を予防するため、協賛会が定める指示に従うこと。特に、対面する場所ではフェイスシールドまたはマスクを着用し、ビニールカーテンで遮る等、飛沫防止に努め、小間内は随時、設備や物品の消毒・清掃を行うこと。
- (2 2) 未成年（18歳未満）が従事する場合は、同意書を提出すること。

(参考) 期限付酒類小売業免許の届け出申請について

- (1) 種苗交換会において販売場を設けて酒類を販売しようとする場合は、期限付酒類小売免許が必要である。(酒税法第9条第2項)
- (2) 会場において飲食店等がビール等をコップに注ぐなどその場で酒類を提供するような場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不必要とされている。
- (3) 酒類販売に関する手続きについては、大曲税務署(電話 0187-62-2191)へ問い合わせのこと。

## 6 個人情報の取り扱いについて

出店申込にかかる個人情報の取り扱いについては、協賛会が別に定める第145回秋田県種苗交換会出店(展)募集における個人情報の取り扱いに基づいて管理する。